



(報告事項)

原爆被害調査委員会 (A B C C)
の将来について

昭 和 三 十 三 年
アメリカ対北米条約締結

1. 去る / 8 日より 2 / 日までの 4 日間当方において、原爆被害調査委員会 (Atomic Bomb Casualty Commission 略称 A B C C) を将来どうするかの問題についての日米政府間協議が開催された。
2. A B C C は、米国の機関で昭和 22 年頃より広島、長崎において放射線の人体に及ぼす医学的影響に関する調査研究を行つてきており、日本側よりは昭和 23 年以來国立予防衛生研究所 (略称予研) の支所が広島、長崎において A B C C との共同研究を行つてきている。
しかし現実には、予算面で A B C C 予算が大半を占めていることでもあり、その管理運営については日本側の主体性が十分確保されぬとされており、特に近年は、一部の国会議員、地

秘密指定解除

公文書監理室

秘

元関係者等の間で、A B C Cを改組し、民主・自主・公開を原則とする原子力基本法の精神に則り、日本側の十分な主体性の下に官民・運営が行い得るよう改めるべきである、との声が高まってきた。(この間A B C Cの地位について昭和27年の日米間口上書により、在日米国大使館の付属機関としての性格を有することが認められていたが、当方よりA B C Cの実体化即したものとするため対米折衝の結果、昨年4月2日付口上書により、単に「国政府機関としての地位のみ引続き認めること」に改めた。)

秘密指定解除

公文書監理室

2. 日米双方は昨年4月の政府間協議以降の外交ルートを通じての折衝の結果、日米対等の立場で共同研究を長期にわたり継続するためA B C Cに代わる何らかの研究機関を新たに設立し、経費を折半負担の上対等に管理・運営していくべきである、との点で原則的な意見の一致を見た。その後日本側では、新研究機関は日本法に基づき財団法人として設立し、その経費負担も含めて日米対等の原則に従い管理・運営されること（但し、財団法人の増尾に必要不可欠な基本経費はA B C Cの現用負担（種別、施設等で米国政府財源）を充てること）が最終との結論に至り、去る5月末頃に對此このラインに基づき詳細な提案を行った。

秘密指定解除

公文書監理室

4 今回協議では、主として上記の日本側提案を中心に討議が進められ、その結果、幾つかの点を除き大筋についての合意が得られたところ、財団法人としての新研究機関の設立が日米双方の最終的方針として固まるまでにはなお次の問題点について米側の要請を如何に反映するかという課題が残されており、これらを何とか日米相互に受け入れ得るような形で解決する必要がある。

(1) 日本案では、財団法人の基本財産はABCGの現用建物、施設等米側資産のみを充てることが考慮されているところ、米側は、米議会に対する説明上の必要もあり日米対等の原則は、新研究機関の発足後における運営経費についてのみならず発足時から運用されなければならないとして、日本政府による一定の基本財産の提供ないし上記米側資産の提供に見合う何らかの貢献（例えば研究所地代の日本側負担、将来におけるコンピューターの購入費、建物の補修ないし新增築費等）につき日

秘密指定解除

公文書監理室

本館の配属を要請し、この点につき日本館の好意的配属が得られない場合には、米側としてもA B C Cの親用資産の寄付が困難となると述べている。

(4) 財団法人としての研究機関は、法的には全くの内國法人であり、従つてその業務はわが國の主務官庁の監督に服するところ、米側は、米國政府としては新研究機関に対しA B C Cの運用費産を寄附するのみならず毎年の運営経費についても折半負担するにもかかわらず、当該研究機関との關係では日本政府と対等な立場に立ち得ないという点に懸念を表明し、少なくとも日本側が一方的に監督するのではなく、米側もできる限り平等な形で協議にあずかるという体制を確保しておく必要があるとして日米政府間の了解文書における兩政府の協議条項をより具体的に明記するよう要求している。

(5) なお、日本側より、財団法人としての性格上新研究機関及びその職員、特に米國籍職員に対しては課税上課税上等の面で特種的な取扱いをすることは認められないこと、假するにその取扱いは日本國內の他の財団法人とその職員が國內法上受けている取扱いと同様な

秘密指定解除

公文書監理室

ものに通さず、国内法上認められている以上の
の特例的な扱いはできない旨指摘したところ、
今回の協議においては米側から特に反論がな
かつた。